

請願項目

1. 食品衛生法の目的(第1条)に「国民の健康のために食品の安全性を確保する」という主旨を明記すること
2. 食品の安全行政に関する施策について、積極的に情報公開をすすめるとともに、消費者の参画を法律の中に明記すること
3. 食品の表示(第11条)の目的に、「消費者の選択に役立つ」という主旨を加えること
4. 全ての食品添加物の指定制度への移行を、計画的に進めること
5. 農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的に進め、残留基準の決められていない食品の流通・販売ができないようにすること
6. 化学物質や新技術に関わる食品・容器包装の新たな不安や問題に対応した予防的な調査・研究の充実、検査体制の充実など、法制度の運用を強化すること



衆議院議長 殿

参議院議長 殿

年 月 日

請願者：日本生活協同組合連合会

会長理事 竹本成徳

(住所) 東京都渋谷区渋谷3-29-8

取扱団体：

(住所)

食品安全を確保するための、 食品衛生法の改正と充実強化を求める請願書

請願の趣旨

「食品安全・安心」は、私たち消費者にとって大きな願いです。

近年、食品添加物や農薬・動物用医薬品等の問題に加えて、遺伝子組み換え食品やクローバンなど新しい科学技術によって生産された食品の安全性に対しても、消費者の関心が高まっています。

さらに、O-157や狂牛病の発生、ダイオキシン・環境ホルモンなど從来大きな問題とされていなかった事柄が問題となってきています。また、食品流通の国際化とともに、いまや世界の各地から食品が輸入されていますが、食の安全に関する国際的な基準と国内での基準の整合化が図られる中で、その経過や日本政府の考え方などが必ずしも広く公開されていないことなどもあり、食品の安全性に対する消费者的不安は高まっています。

これらのどの問題をとっても、もはや消費者個人の努力や選択だけでは、食品安全性を確保することはできません。私たちは、食品安全確保が、行政上の重要な課題として位置づけられること、その上でそれを実現するための社会的なしくみが整備されることが必要であると考えます。

新たな食品安全問題に対処するための法制度の見直しは欧米でも進められており、例えば、アメリカの「食品品質保護法」(平成8年・1996年)、イギリス・フランスやEU等での「食品安全庁」創設などの具体的な動きとなっています。

食品の安全は、全ての消費者・国民に共通の課題であり、健康な生活を営む源であると考えます。2001年の省庁再編における食品衛生行政と薬事行政の統合などについて、私たちは重大な関心を寄せており、食品安全行政が後退することなく、関係省庁との連携や地方行政との役割分担により適切な行政運営がなされることが重要であると考えます。そして、日本の食品の安全にかかる社会的なルールである「食品衛生法」について、消費者の視点を組み入れた法改正や運用の充実強化が図られる必要があると考え、以下の事項について請願いたします。





「わたしたち、安心して食べたい！」

毎日の食事が安心して食べられるること…消費者としての当然の「権利」です。でも、実際には新しい食中毒や食品添加物・残留農薬などの化粧物質・ダイオキシンや環境ホルモン・遺伝子組み換え食品など、「なんだか不安…」などの現実。今日日本の生産や流通は、全世界にまたがり、複雑で、技術や問題も高度になっています。

生協では、一人一人が食品の安全を大切にすること、そして生協として安全・安心な食品をお届けすることとなるべく、「食品の安全を確保するための社会的なしくみ」を強めていくことが必要だと考えています。このため、食品安全確保の基本的な法律である「食品安全法の改正と充実強化を求める国会請願署名」活動を開催しています。

そのために「食品の安全を確保するための社会的なしくみ」を強めることが必要です！



「国会請願署名」は、 2001年の通常国会に提出されます！

国民が要望や苦情等を直接国会に対して述べることを「請願」といい、憲法第16条で保障された国民の権利です。請願書と併せて提出する賛同の署名が「請願署名」です。「署名は、これだけの人がこの内容に賛同しています」というアピールになります。「請願署名」は、国会に提出します。

この「食品安全法の改正と充実強化を求める国会請願署名」は2001年春の通常国会に提出される予定です。請願が採択されると、関係する省庁に送付され、「請願書」の内容に沿って、必要な措置（法律の改正など）が検討されます。

課題項目1 「食品の安全性の確保」を目的としたしくみづくりを！

食品安全法は、戦後もなく成立したこともあり、粗暴な不衛生な食品の規制などが中心。しかし、食品の安全は「消費者の権利」です。今の時代に合わせて、食品の安全性に関わるさまざまな問題に対応できるように、法律の目的を強めることができます。

課題項目2 みんなにわかる・消費者も参画できる食品安全行政を！

食品安全法は、「行政が事業者を取り締まる」という性格が強く、「消費者」について一言も触れていません。消費者の参画を法律の中に明記し、消費者の参画とそのための情報公開をすすめることができます。

課題項目3 もっと「選ぶための表示」が充実するようしなくみに！

食品安全法では、「表示」は「公衆衛生の見地」から、主に「危害の防止」を目的に行なわれています。このことも大切ですが、これからは「消費者が食品を選ぶための表示」という考え方にも大切です。食品安全法の表示の考え方を広げることができます。

課題項目4 「例外」になっている「天然添加物」も、規制の対象に！

多くの天然添加物が、十分な審査や基準がないまま使用が認められています。全ての食品添加物について、例外なく、安全性の審査を行ない、必要な基準や成分などの規格を定めることが必要です。また、安全性に問題があり、必要性も低い添加物については使用を取消すなど、定期的な見直しを行なうことも必要です。

課題項目5 農薬・動物用医薬品について、「食品への残留」の観点から規制の強化を！

農薬や動物用医薬品の食品への残留について、基準の設定や検査・監視の強化などを進めることが大切です。また、薬品の使用を許可する際に、食品への残留基準も定めるようしなくみにすることが必要です。

課題項目6 問題が起こる前から対応を準備すること、日常的な食品のチェックを強めること！

0-157. 環境ホルモン・遺伝子組み換え食品など、今の食品安全行政では、具体的な被害や問題が起きないと、対策がとられない傾向があります。問題が起きる前から、調査や研究を進め、また、日頃から食品の検査や監視を強めることができます。